平成２２年（フ）第１２１１号
埼玉県行田市大字小針91―８
破産者　棚原　憲要
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3565―１
破産者　志賀　和恵
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０号
静岡県駿東郡小山町須走112―214
破産者　河村　信吾
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１号
静岡県駿東郡小山町須走112―214
破産者　河村　初惠
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４号
沖縄県那覇市字国場121―Ⅱ―401
破産者　原田　　薫（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田15―３
破産者　金谷　　静
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５６号
埼玉県和光市白子３丁目７―11、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区高田西２丁目10―16―206
破産者　吉村宗太郎
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６３号
千葉県市川市富浜３丁目15―15―107
破産者　熊谷　知一
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１９号
千葉県千葉市美浜区打瀬３丁目９―22―236
破産者　青山　　均
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２６号
東京都大田区山王１丁目34―３
破産者　稲垣　　圭
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６２号
東京都世田谷区上馬１丁目22―４―Ｂ―105
破産者　磐城　憲尚
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９１号
神奈川県小田原市板橋301―205
破産者　吉田　正紀
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１５号
千葉県船橋市若松２丁目７―７―106
破産者　豆田　　仁
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３０号
東京都北区王子２丁目32番７号
破産者　ムサシ鋼材株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１号
埼玉県さいたま市西区植田谷本137―１―17―407
破産者　杉浦　良雄
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５０号
東京都青梅市富岡３丁目1172　市営富岡第１住宅145
破産者　西澤　恭一
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８９号
新潟県村上市石原６―17―102
破産者　大滝　勝和
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８号
東京都府中市緑町１丁目20―３―206
破産者　落合　悦宏
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９号
東京都国分寺市日吉町３丁目31―13―101、住民票上の住所東京都小平市小川町２丁目1142―303　内藤方
破産者　関根　幸子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５００号
東京都国分寺市日吉町３丁目31―13―101
破産者　関根　克徳
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３号
群馬県伊勢崎市曲沢町161―20―202
破産者　小舘　義博
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１７号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野65―16
破産者　木村　聡一
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部